

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 募集要項に関する質問に対する回答書(10月2日時点)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
12	2	第2	4	－	－	－	事業目的及び概要 設計・建設対象施設	設計・建設対象のうち「オ その他関連施設の建設及び改築※」の注釈として「※消化工程の導入に伴い、汚泥性状の変化が想定される。既設脱水機のうち、No.4脱水機については耐用年数を超過していることから、事業者は設備の状態を適宜確認し、必要に応じて機能拡充を行うこと。機種については提案による。」とありますが、ここでいう機能拡充はNo.4脱水機のみが対象でしょうか(他の脱水機は対象外でしょうか)。また、公募期間中に設備の状態を確認して機能拡充(価格含む)を提案するのでしょうか。もしくは事業期間中に設備の状態を確認して提案するものであり、今回の公募における提案内容および提案価格への反映は不要という理解でしょうか。	対象はNo.4脱水機以外も含みます。また、公募期間中に提案し、提案価格へ反映してください。
13	3	第2	7	(2)	－	－	事業者の収入 維持管理・運営委託に係る対価	「毎月1回支払う。」とあるのは、翌月支払いという理解でしょうか。また、「年度末に1回支払う。」とあるのは、翌年度4月支払いという理解でしょうか。	ご認識の通りです。
14	4	第2	7	(2)	－	－	維持管理・運営委託に係る対価	汚泥運搬処分が事業者の収入となるのは、貴市の帰責で事業者が汚泥産廃処分をした場合も対象と考えてよろしいでしょうか。また、様式Ⅲ-2-3は令和33年度まで記載する様式となっていることから、定期修繕中の汚泥産廃処分も対象との理解でよろしいでしょうか。	本市の帰責による汚泥運搬処分にあってはご認識の通りです。後段については、要求水準書に記載のとおり、原則として汚泥有効利用施設建設工事期間中のみです。場外搬出を可能な限り削減し、資源化に努めていただきたいと考えています。
15	5	第2	8				リスク分担表1/2 測量・調査等	「市が実施した測量・地質調査等の不備によるもの」は貴市負担となっておりますが、貴市にて提示された調査箇所不足がある場合も、当該「不備」に含まれることを確認させて頂ければと思います。	ここでいう不備はデータの誤りなどを想定しています。事業を実施するにあたり、不足する情報は事業者が調査の上、補完をお願いします。
16	6	第2	8				リスク分担表2/2 維持管理・運営状況／要求水準書未達	「実施方針(案)に関する質問に対する回答書」No.199に、「著しく想定量と乖離する場合は・・・」とありますが、事業者側のリスクを正確に把握するため、「著しく乖離」の範囲を具体的にご教示願います。 「実施方針(案)に関する質問に対する回答書」No.203,204についても同様に教示願います。	最優秀受注候補者決定後、契約締結までに両者協議の上で決定することとします。
17	7	第2	9	(2)	－	－	事業期間終了時の措置 事業者所有の資産等	「本事業の実施のために、事業者が事業用地内に所有する資産については、全て事業者の責任において、速やかに撤去又は処分の上、原状回復しなければならない。」とありますが、貴市が当該資産を買い取る選択肢(可能性)はないという理解でしょうか。	基本的に想定しませんが、事業終了の事前協議において協議します。
18	7	第2	9	(3)	－	－	事業期間終了時の措置 事前協議	「本事業で設置した汚泥有効利用施設については、事業期間終了の5年前を目途に廃止・撤去とするのか引き続き利用するのか等、その時点における状況等を踏まえ、対応を本市と協議を開始する。」とありますが、廃止・撤去とする場合の理由にはどのようなことが想定されますでしょうか。	協議開始時の提案により市が判断します。
19	7	第2	9	(4)	－	－	事業期間終了時の措置 業務の引継ぎ	「本市又は本市の指定する第三者への業務の引継ぎは、原則として事業期間内に行うこととし、事業者は自らの責任及び費用負担により、適切に行わなければならない。」とありますが、業務の引継ぎに係る貴市の費用及び第三者の費用についてはそれぞれにご負担いただける(事業者が負担するものではない)という理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
20	7	第2	9	(1)	－	－	本市所有の資産等	本来の機能とは、同頁(4)項の要求水準を満足する状態との理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
21	7	第2	9	(2)	－	－	事業者所有の資産等	事業者以外の資産の撤去・処分・原状回復は本事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。また、維持管理・運営業務契約時点では、現行維持管理・運営受託者の資産は撤去・処分・原状回復されているという理解でよろしいでしょうか。	前段について、ご認識の通りです。後段については契約時点ではなく、維持管理・運営業務開始時点とご認識ください。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 募集要項に関する質問に対する回答書(10月2日時点)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
22	7	第2	9	(4)	－	－	業務の引継ぎ	事業者が自らの責任及び費用負担で業務引継ぎを行うことから、引継方法・期間は事業者一任と考えてよろしいでしょうか。	引継方法ならびに引継期間については事業者と市が協議の上で決定するものとします。
23	9	第3	4	(1)	－	－	参加者の参加資格等 本事業における本市と事業者の関係性	「維持管理・運営業務委託契約を締結する企業についても、1者又は複数者からなる共同企業体を構成することを可能とする。」とありますが、1者又はJVのほかSPCも認められるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
24	10	第3	4	(2)	イ		参加者の構成	「参加者がJVを結成する場合、代表企業を選定し、代表企業の出資比率は他の構成企業の出資比率を下回らないものとする」とありますが、本記載は設計・建設工事を行う共同企業体及び運営業務を行う共同企業体(任意)両方の場合を想定しているという理解でよろしいでしょうか。	設計・建設事業者、維持管理・運営事業者のそれぞれにおいてJVを構成する場合、各JVにおける代表企業を設定し、その代表企業の出資比率がそのJV内において最大としてください。
25	10	第3	4	(2)	オ		参加者の構成	「オ 事業費の算出にあたり「日新電機株式会社」に見積を必要とする場合は、見積に必要な条件(見積仕様書、関連図面等)を整理し、見積仕様書を本市に提出し、本市が参加者に代わり、「日新電機株式会社」に見積依頼を行うものとする。」と記載がありますが、既設中央監視設備との接続に係らない事業費の算出については、直接日新電機株式会社に見積依頼を行ってもよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。 ただし、募集要項に記載のとおり、既設中央監視設備との接続に係る事業費の算出に関しては連絡することを禁じていますので、その点にご留意願います。
26	10	第3	4	(2)	オ	－	参加者等の構成	日新電機株式会社へ貴市を通じて見積依頼することが、日新電機株式会社への発注を約束するものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
27	11	第3	4	(3)	ク ケ		共通の参加資格	ク「企業グループの構成員の全てが・・・未納がない者であること」、ケ「企業グループの構成員の全てが、・・・を滞納していない者であること」とありますが、本要件を満たすことを示すために、納税証明書を提出すればよろしいでしょうか。	構成員全ての納税証明書を提出するようにお願いいたします。 参加表明書提出時に提出してください。
28	13	第3	4	(5)			本事業の維持管理・運営事業者	「維持管理・運営事業者は、次のアからエまでの要件を満たしていること」とありますが、JVの場合は構成員のいずれか1者が要件を満たすことで良いでしょうか。	ご認識の通りです。
29	13	第3	5	(1)	ア		現場説明会	現場説明会にて受領した説明資料に募集要項等および事業契約に関する補足説明がございました。当該説明資料は、募集要項等および事業契約の一部を構成するものと理解してよろしいでしょうか。 また、当該説明資料は、7月16日付で貴市が公告した募集要項等および事業契約を補足・一部修正する目的で事業者に配布されたものと理解しておりますので、7月16日付の募集要項等および事業契約の記載と、当該説明資料との間に齟齬がある場合は、当該説明資料の記載が優先されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
30	13	第3	5	(1)	ア	－	現場説明会	施設運転の都合から、見学できない施設があればご教示ください。	当日お知らせします。
31	15	第3	5	(1)	ウ		募集要項に関する質問の受付及び回答	募集要項等に関する質問の回答に対して、質問が生じた場合は改めて質問期間を設定いただけますでしょうか。	2回目の質問受付については実施しません。
32	15	第3	5	(1)	ウ	(エ)	募集要項等に関する質問への回答の公表	「募集要項等に関する質問への回答は、令和7年10月10日(金)までに本市ホームページにおいて公表する」とありますが、本件の入札準備に影響する質問項目も多く、全質問に対する回答が準備され、10月10日に全回答を公表するのではなく、貴市にて回答が準備されたものについては、10月10日を待たずに、順次公表することを検討頂けないでしょうか。 10月10日までに受領した回答書を踏まえて、2回目の質問受付を検討頂けないでしょうか。	順次公表します。 2回目の質問受付については実施しません。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 募集要項に関する質問に対する回答書(10月2日時点)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
33	15	第3	5	(1)	ウ	(オ)	募集要項等に関する質問の受付及び回答	技術対話で提案者が準備する資料は、提案内容に関係することから、持ち帰りとさせていただいてよろしいでしょうか。	可とします。
34	15	第3	5	(1)	ウ	(オ)	募集要項等に関する質問の受付及び回答	技術対話への参加人数に指定があれば教示ください。	15名前後としますが、対話の実施前に市と参加企業間で調整することとします。
35	18	第3	5	(4)	ウ	(ウ)	著作権	「なお、本事業の事業者選定結果に関する公表その他本市が必要とするときは、本市は事業者の提案資料の全部または一部を無償で利用できるものとする」とありますが、提案書には対外的に公表された場合、参加者(事業者)の競争力を毀損する情報も含まれますので、貴市の無償使用にあたっては、公表内容について事前にご協議させていただけるものと理解してよろしいでしょうか。一方的な「通知」ではなく、内容次第で「協議」させて頂ければと思います。	場合によっては、参加者の競争力の源泉となる情報や重要なノウハウが含まれる可能性があることから、ご記載のとおり、内容次第では両者協議とします。 ただし、ホームページ等で公表されているような、明らかに公表済みと思われるような内容については募集要項に記載のと通りの対応とし、事業者に通知の上で公表とします。
36	19	第3	6	(1)			評価委員会の設置	参加事業者によるプレゼンテーションの時間はどれくらいを予定されておりますでしょうか。説明、質疑応対それぞれの時間をご教示くださいますようお願いいたします。	1次審査結果通知時を目途にお伝えします。
37	19	第3	6	(1)	－	－	評価委員の設置	プレゼンテーションは、第3 3表にある令和8年1月以降の実施のことを示すものでしょうか。	ご認識の通りです。
38	19	第3	6	(1)	－	－	評価委員の設置	プレゼンテーションの実施時間、提出資料の編集形態、提出部数、提出時期、枚数・データ等の指定等の詳細をご連絡いただけるのは、いつ頃でしょうか。	1次審査結果通知時を想定しています。
39	20	第3	7	(4)	ア	－	契約保証金	契約保証金もしくは担保の納付期限をお知らせください。	契約締結日までの日としています。
40	20	第3	7	(5)	イ	－	保険	貴市が付保している保険の内容を教示ください。	工事の遂行に対しては、当市では保険を付保しておりません。
41	－	－	－	－	－	－	用語の定義	用語の定義は実施方針・要求水準書に準じると考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りですが本回答内容にもご留意ください。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 要求水準書に関する質問に対する回答書(10月2日時点)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
8	1	第1	1	－	－	－	事業目的及び概要	[表中] 北部浄化センター処理水量37,500m3/日はp.16から日最大と考えますが、p.3・実施方針p.1には44,000m3/日(日最大)とあります。 要求水準書が正規と考えてよろしいでしょうか。	44,000m3/日については施設の規模を指すものであり、37,500m3/日については想定流入水量を指しています。
9	2	第1	1	－	－	－	事業目的及び概要	[表中] 維持管理・運営対象にある場外搬出設備は、表下の注釈2項目にある既存汚泥搬出設備と同意と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
10	2	第1	1	－	－	－	事業目的及び概要	[表 注釈] 場外受入設備の対象機器を教えてください。	既存の施設を対象としており、中部浄化センター脱水ケーキ受入設備を想定しています。
11	3	第1	2	(3)			処理対象物	北部及び中部の脱水汚泥について、複数年度分の汚泥分析結果(含水率、重金属値等)をご提示願います。	後日提示します。
12	4	第1	2	(4)	イ	－	工事及び施設全般に関する要求事項(規制)一覧	[悪臭] 2号規制基準の臭気指数または臭気強度について具体数値の記載がありません。情報提示をよろしく願います。	事業者提案による施設の排出口高さ、排出口口径などによって設定される2号基準をもとに算出願います。
13	4	第1	2	(4)	イ		各規制基準の要求水準／騒音	暗騒音が規制基準を超過していた場合、騒音基準の考え方について、ご協議いただけるものという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
14	5	第1	2	(5)	ア		放流水質に関する要求水準	計画目標水質と契約基準のそれぞれの定義をご教示ください。	計画目標水質は、放流水質が満足すべき水質基準として市が計画において設定したものです。契約基準については、計画目標水質を安定的に達成するために本事業で事業者が満足すべき放流水質です。
15	6	第1	2	(6)	－	－	事業用地及び現地条件	別紙1に事業用地が定められていますが、下記施設の余地(撤去跡地を含む)は活用させていただけると考えてよろしいでしょうか。 ・汚泥焼却電気棟内 ・汚泥濃縮棟内 ・第一汚泥棟内 ・汚泥焼却電気棟/汚泥濃縮棟/第一汚泥棟北側	機器の搬入出や今後の更新等に影響のない範囲で活用可能です。
16	6	第1	2	(6)			事業用地及び現地条件	地下部からの可燃性ガスの発生はないと考えてよろしいでしょうか。	現時点では発生はないと考えておりますが、建設時等に調査の上、確認ください。
17	6	第1	2	(7) (8)	－	－	事業者の責任 処理想定70-	要求水準を確保するために必要なものは事業者の責任により・・・とされています。 設備・運営の最適化を考慮して、設計・建設工事対象施設とされていない施設も提案させていただけると考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
18	6	第1	2	(8)	－	－	処理想定70-	耐用年数等の観点から、撤去ができない範囲を明示ください。	ストックマネジメント計画や設備台帳などをご参照ください。
19	6	第1	2	(8)	ア	－	処理想定70-	中部浄化センター運転の都合で北部浄化センターへ受け入れられず産廃処分が必要となる場合は、貴市の費用負担で処分していただけると考えてよろしいでしょうか。	中部浄化センターにおける運転の都合により、想定する受入量を大幅に超過するなど、明確に市の帰責に依る場合は市の費用負担とします。
20	7	第1	2	(8)	ア	－	処理想定70-	[図1.1] 受託業者とは、中部浄化センターの現行維持管理請負業者との理解でよろしいでしょうか。	本事業を受注した事業者を指します。
21	8	第1	3	(1)	イ	⑩	脱水汚泥の受入	中部浄化センターの脱水汚泥の搬出量や性状の確認などについて、中部浄化センターとの調整は貴市にて行うとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
22	9	第1	3	(1)	イ	※2	提出書類	事業提案書の提出時に「資源化物の有効利用先として契約を予定する企業の一覧(関心表明等)」を提出することとなっておりますが、当該一覧においては、資源化物の有効利用先における資源化物の買い取り価格も記載が必要でしょうか。	事業期間が長期にわたり、買取価格を提示することが困難になる可能性も考えられることから、事業提案書の提案時には、買取価格の記載は必須としません。
23	9	第1	3	(2)	イ	①	本市が行う業務	脱水汚泥の運搬は、地域バィマスと同様に、調整も含めて貴市が行う業務との理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 要求水準書に関する質問に対する回答書(10月2日時点)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
24	11	第1	3	(3)	イ		関係法令 (その他関係する 法令、規則、条例、 要綱、通達、通知 等)	「大和市地図情報サービス 埋蔵文化財マップ」によりますと計画地が「No180遺跡 長堀南/深見城跡/Y23」に該当するように見受けられますが、掘削条件、基礎深度の制限等はないと考えてよろしいでしょうか。	必要となる申請を提出後、監督官庁の指示に従っていただきます。
25	11	第1	3	(3)	イ		基準・仕様	道路土工(日本道路協会)を基準書に含めてよろしいでしょうか。	問題ありません。
26	12	第1	3	(3)	イ	(1)	土木建築工事関連	大和市下水道設計標準仕様書は管渠編が公表されています。施設編はありますでしょうか。無い場合は管路編を参考とすると考えてよろしいでしょうか。	施設編は設けておりません。管路編を参考とし、各種法令にも準拠してください。
27	13	第1	3	(4)	イ		特許権等	「事業者は、本事業のために考案した機器、材料、施工方法等に関して特許等を出願若しくは本市以外が使用する場合、あらかじめ本市と協議する。また、当該工事の関連で開発された情報処理設備のソフトウェアについても同様とする」とありますが、後段の「当該工事の関連で」については、「本事業のために」という理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
28	13	第1	3	(4)	イ	－	特許権等	特許共同出願にあたっての費用負担も共同との理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
29	13	第1	3	(5)	－	－	著作権	実施方針p.12と記載項目が異なるため、重複するのであれば統一していただくことを提案します。	現行の記載とします。
30	13	第1	3	(5)	イ	－	著作権	提出した図書類の複製・改変・公表は、著作物該当の是非によらず相手方に通知し確認するよう変更をお願いします。秘密情報に該当するか否かの確認が必要となります。	要求水準書に記載のとおり、本項において想定するものについては「作業を行う上で得られた記録等を含む」ことから、複製・改変・公表について、都度の通知確認を行う必要があるとは考えておりません。ただし、ご懸念のような秘密情報が含まれる可能性がある以上、公表については市は細心の注意を払うこととします。また、市と事業者は図書類のやり取り及び取扱いについて十分なコミュニケーションを図ることとします。
31	13	第1	3	(5)	イ	－	著作権	本項の一部は実施方針p.124(9)と異なる記載ですが同意でしょうか。重複するのであれば統一していただくことを提案します。	P12.(9)のことと思いますが、内容に齟齬はなく、特に変更は不要と考えます。
32	13	第1	3	(6)	－	－	汚泥処理施設の技術	実績を証する書類は様式2-13で提出する考えでよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
33	13	第1	3	(6)	－	－	汚泥処理施設の技術	対象とする設備は、消化タンク・脱水機・資源化施設と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
34	13	第1	3	(6)	イ	－	汚泥処理施設の技術	ガイドラインに紹介されている技術は、ガイドラインの中で技術評価されているものではないことから、技術紹介であっても公的認知ではないと考えます。ウ項と同様の実績要件、規模要件を必要とするという考えでよろしいでしょうか。	要求水準書に記載の通りです。
35	15	第1	4	(1)	表1.1		流入水量及び発生 汚泥量の予測	全事業期間を通して北部の流入水量及び脱水汚泥量の変化はないという認識でよろしいでしょうか。	記載の流入水量及び発生汚泥量は実績を基にした予測量です。
36	15	第1	4	(1)	表1.2		流入水量及び発生 汚泥量の予測	全事業期間を通して北部の流入水量及び脱水汚泥量の変化はないという認識でよろしいでしょうか。	記載の流入水量及び発生汚泥量は実績を基にした予測量です。
37	16	第1	4	(1)	－	－	流入水量及び発生 汚泥量の予測	ご提示いただいています日最大量/汚泥性状は実績に基づいているとの理解でよろしいでしょうか。日最大量を超過した処理にともなう設備故障・用役使用量増等の追加費用負担は貴市、過失は免責と考えてよろしいでしょうか。	実績を参考にしていますがあくまでも予測量であり、当該数値を設計の際に参考にさせていただくために記載しています。一定程度、日最大量を超過した場合には市負担として清算しますが、日最大量を超過したとして直ちに清算とはしません。一定程度の量については契約時に両者協議の上、決定します。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 要求水準書に関する質問に対する回答書(10月2日時点)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
38	17	第1	4	(2)			電気室	「汚泥有効利用施設の稼働に必要となる電気設備は、事業用地内に必要に応じて電気室を設置すること」とありますが、「要求水準書別紙1 事業用地」の範囲外である現焼却電気棟に電気設備を設置することも可能である、という理解でよろしいでしょうか。	既設設備の更新等に影響を与えないのであれば、利用することは可能です。
39	17	第1	4	(3)	－	－	ユーティリティー	現行で貴市が契約されているのは、同項に記載のある電気・ガス・水道でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
40	17	第1	4	(3)			ユーティリティ	ユーティリティ(電気、都市ガス、水道)の契約は、事業者で契約及び支払いでよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
41	17	第1	4	(3)	－	－	ユーティリティー	貴市職員が常駐するとの記載がありますが、24時間常駐されるのでしょうか。 また、執務室は既設を流用いただくものと考えてよろしいでしょうか。	・24時間の常駐ではなく、平日の8:30～17:15を原則として勤務します。 ・執務室は既設利用とします。
42	17	第1	4	(3)	－	－	ユーティリティー	電力料金/基本料金を検討するにあたり最大デマンド・消費電力日報をご教示ください。	インフォメーションパッケージをご参照ください。
43	17	第1	4	(3)	－	－	燃料・薬品	資源化物の利活用を事業用地内で行う場合、利活用設備の所有者は事業者であり、下水道事業に係る国の交付金活用の範囲外と考えてよろしいでしょうか。	下水道事業に関わらない施設の設置等は認めておりません。
44	17	第1	4	(3)	－	－	燃料・薬品	資源化物の利活用を事業用地内で行う場合、利活用設備へのユーティリティは既設からの分岐を不可として、独自に用意するという理解でよろしいでしょうか。	既設設備等への影響がないことを前提として、利活用設備へのユーティリティは既設からの分岐としてください。
45	17	第1	5	(1)	－	－	電力	事業者が設置する受変電設備は、設計・製作・仮設・撤去・新設までの全てが事業者範囲でしょうか。既設メーカーへの別途発注は無いとの理解でよろしいでしょうか。	前段について、ご認識の通りです。後段については、必要に応じて既設メーカーへの発注等は可能です。
46	17	第1	5	(1)	－	－	電力	既設汚泥処理焼却受変電設備/無停電電源装置から電力を供給する対象を教示ください。新設分の参考とします。	インフォメーションパッケージをご参照ください。
47	17	第1	5	(1)			電力	現状の電力会社との契約電力をご教示下さい。	東京電力エナジーパートナー株式会社が契約の相手方であり、1440kWの契約、種別としては高圧・季節別・時間帯別です。
48	17	第1	5	(2)	－	－	運転・制御	事業者が信号取り合いする場所を教示ください。	現場説明会でお示ししたとおりです。
49	17	第1	5	(3)			監視制御設備	「ただし、汚泥有効利用施設等の監視状況は管理棟中央監視室でも状態監視が行えるよう、LCD表示ができるようにすること」とありますが、既設の制御装置とは独立した状態監視用のLCDを準備することよろしいでしょうか。	中央監視の役割である操作や監視制御、帳票出力が既存の中央監視で行えるのであれば、ご提示いただいた提案を否定するものではありません。
50	17	第1	5	(4)			非常用自家発電設備	「必要な繋ぎ込み等の工事は事業者にて行うこと」とありますが、繋ぎ込み先についてご教示ください。	インフォメーションパッケージをご参照ください。
51	18	第1	5	(6) (7)	－	－	通信 消防設備	通信/消防設備に限らず、貴市が策定するスマリ計画の中で更新が予定される建築/建築機械/建築電気設備は、維持管理・運営開始時点までに更新されていると考えてよろしいでしょうか。	事後保全対象など、必ずしも更新されているとは限りません。
52	18	第1	5	(7)			消防設備	「焼却炉及びその他関連施設の撤去後は同火災報知器の不要な信号の離線撤去工事を行うこと」とありますが撤去すべき対象を別紙7にマーキング頂けますでしょうか。また、離線した配線は埋め殺しも可能でしょうか。	撤去範囲については事業者提案となりますので、ご提案ください。また、配線は撤去願います。
53	18	第1	5	(8)	－	－	処理水	井水・ろ過水も処理水と同様の取り扱いと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
54	18	第1	5	(8)	－	－	処理水	処理水・井水・ろ過水は無償と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
55	18	第1	5	(8)			処理水	本事業で設計・建設する施設で使用可能な処理水量をご教示下さい。	インフォメーションパッケージを基にご検討ください。
56	18	第1	5	(8)			処理水	既存設備に影響無いことが確認できれば、沈砂池棟内ろ過水槽以外の場所から取水することも可能でしょうか。	ご認識の通りです。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 要求水準書に関する質問に対する回答書(10月2日時点)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
57	18	第1	5	(9)	－	－	生活排水及び雨水排水	建設完了までの生活排水はメーターによる精算、建設完了以降の生活排水は無償との理解でよろしいでしょうか。下水道使用料を支払うにあたっての単価を教示ください。	維持管理に関するものを除き、ご認識の通りです。 下水道使用料については市ホームページをご参照ください。
58	18	第1	5	(11)	－	－	処理工程における排水	処理工程における排水の中で、更新する濃縮・脱水分離液等は、既設濃縮・脱水の排水ルートに合わせて送水できると考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
59	18	第1	5	(11)			処理工程における排水	「なお、必要に応じて排水量を記録すること。排水量については随時、管理棟中央監視設備へ電気信号が伝わるようにすること」とありますが、事業者にて排水量の記録は不要と考えた場合、管理棟中央監視設備へ電気信号送信も不要と考えてよろしいでしょうか。	原則はご認識の通りです。市と協議の上、必要と判断された場合には送信及び記録を行う改造を事業者負担にて対応願います。
60	18	第1	5	(12)	－	－	処理対象汚泥	最初沈殿池汚泥、最終沈殿池汚泥について既設との取合い点をご教示ください。	処理フローを参照ください。
61	19	第1	6	(3)	ア	－	排出ガス基準	排気ガスは、神奈川県を規制を準拠する必要があります。 大気汚染防止法の規制に対して上乘せがあると認識しています。	関係諸法令を遵守した設計・施工としてください。
62	19	第1	6	(6)	－	－	電波障害発生防止	現状施設で対応されている電波障害対策について教示ください。	現状、電波障害対策は実施していません。
63	20	第2	1	(2) (3)	－	－	事前調査等	事業者が実施する測量調査・地質調査等の結果が公告資料と違いがある場合、その対応と費用負担は貴市との協議によると考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
64	20	第2	2	－	－	－	有資格者の配置等	設計・建設期間中の有資格者の変更は可能と考えてよろしいでしょうか。	参加表明時点で資格等の要件を満足することを確認できることを前提として、事前に提示してください。実際に配置する人員については、原則として申請した中から選定してください。
65	20	第2	2				有資格者の配置	「照査技術者、監理技術者、各工種技術担当者については、次の要件を満たすものを配置すること」とありますが、要件においては(1)に照査技術者と監理技術者が、(2)に担当技術者が言及されており、「工種技術担当者」にかかる記載はありません。文脈から「工種技術担当者」を「担当技術者」と読み替え、アとイそれぞれ1名ずつ選任すればよろしいでしょうか。 また、(1)の照査技術者もしくは監理技術者と、(2)の担当技術者は兼務可能との認識でよろしいでしょうか。	前段についてご認識の通りです。また、監理技術者は管理技術者と読み替えてください。 後段について管理技術者と担当技術者の兼務は可能としますが、照査技術者は担当技術者との兼任は不可とします。
66	20	第2	3	(2)			設計に伴う許認可等	建築計画通知は昨年施行された改正法に基づき、民間確認検査機関に提出できるものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
67	21	第2	3	(3)	－	－	既存施設改修時等の確認	p.54 契約終了時の既設機能確認・事業者との協議により、本項の原状復旧の是非は決定されると考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
68	21	第2	3	(4)	ア	(ウ)	災害対策	「必要に応じてハードソフト対策の両面から浸水に対する安全性の確保を行うこと」とありますが、計画にあたっては、別途受領している参考資料「下水処理場の耐水化について」及び「大和市 下水道事業 業務継続計画(下水道BCP)」を基に検討すればよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
69	21	第2	3	(4)	イ		基礎	「基礎は、良質な地盤に支持させ…」とありますが、上部荷重の軽い軽微なラックサポートを含めた全てに適用するのは経済的に合理的でないと思慮します。 「基礎構造は、上部構造の形式、規模及び支持地盤の条件並びに施工性等を総合的に検討し、決定すること」とあることから、上部構造の形式、規模などに応じ、軽微な場合は表層地盤改良などの経済的な方法を選定可能との認識でよろしいでしょうか。	各種基準に適合するものであれば可とします。
70	21	第2	3	(4)	ア	－	災害対策	北部浄化センターで実施されている耐水化対策を教示ください。(要求水準(案)の質問では「後日」と回答いただいています。)	インフォメーションパッケージをご参照ください。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 要求水準書に関する質問に対する回答書(10月2日時点)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
71	22	第2	4	(2)	－	－	施工管理体制	現場代理人の有資格・実績の要件はないとの理解でよろしいでしょうか。	資格や実績については定めていませんが、建設工事現場において関係法令に従って管理を行うことができる能力を有する者を配置してください。
72	22	第2	4	(2)	ア		施工管理体制	現場代理人は1名のみでよろしいでしょうか。	可とします。
73	24	第2	4	(6)	ア	－	建設に関する一般事項	要求水準書に定めがない事項は、提案時に事業者は知りえないことから、貴市との協議により対応するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
74	25	第2	4	(6)	キ	(イ)	環境保全	リサイクルとは、場内汚水系のホールもしくは配管へ排水して、既設で処理させていただくことを含むと考えてよろしいでしょうか。	既設で処理することは可としますが、要求水準書に記載のとおり適切に処理をし、各基準を満足した上で排水してください。
75	25	第2	4	(6)	キ	(ウ)	環境保全	撤去後の鋼材等は、工事用仮設スペース(仮置き場)を長期間確保せずに済むよう、事業者が有価物として処理できると考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りですが、有価物の収入は事業費から差し引いてください。
76	25	第2	4	(6)	ケ		アスベスト対策について	アスベストの含有の疑われる仕上げ材等は調査するまでは、存在の有無が不明で、現時点では工事費が把握できません。事前調査によって、提供頂いた調査結果との相違が判明した場合のリスク(工程・価格)は、募集要項のリスク分担表に基づき、市にて負担いただくよう、よろしくお願いいたします。	ご認識の通りです。
77	25	第2	4	(6)	ケ	－	アスベスト対策について	焼却設備の撤去を検討するにあたり、アスベストを使用している箇所・仕様がわかる資料の公表をお願いします。 実施方針(案)での質問に対して「後日」と回答を頂いています。	インフォメーションパッケージをご参照ください。
78	25	第2	4	(6)	コ	－	他工事間調整	汚泥棟耐震化工事以外に同時期工事があれば、開示いただける範囲で内容・工程を教示ください。	提示している工事以外は現在予定しておりません。
79	25	第2	4	(6)	コ	－	他工事間調整	汚泥棟耐震化工事等は、本事業の建設期間と重複しないと考えてよろしいでしょうか。 本事業の建設手順、全体工程、産廃処分期間、事業開始時期/事業性に影響することが考えられます。 重複する場合、提案の見直し(再設計見直し・全体工程/工事手順の変更・仮設ヤード確保)は可能であり、事業開始時期延期にともなう追加費用は貴市にて負担いただけたと考えてよろしいでしょうか。	記載の通り、施設の建設にあたっては、他工事が同時期に実施されることに配慮した施工計画を立案してください。
80	25	第2	4	(6)	コ	－	他工事間調整	既設土壌脱臭設備の代替として、既設水処理脱臭機室内の脱臭設備増設予定地に活性炭吸着塔を設置するよう考えています。 活性炭吸着塔の将来スペースがあれば、既に耐震化はされており、増設にともなう耐震補強は不要と考えてよろしいでしょうか。	設置するものの荷重や、現状の耐震性能を踏まえ、各種法令を満足できる場合は不要です。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 要求水準書に関する質問に対する回答書(10月2日時点)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
81	25	第2	4	(6)	コ		他工事間調整	一般的な工事請負契約においては、本事業でも設計・建設工事請負契約書(案)第9条に記載されるとおり、第三者の施工する他の工事が密接に関連する場合においては、発注者が関連工事調整を行う義務を負い、受注者は、当該義務に関する協力義務に留まっています。にもかかわらず、要求水準書においては「上記時期までに提出しない場合による手違い及び手直しの施工は事業者の責任」とすることや、当該「適切な処置を監督員の指示に基づいて実施」することが受注者の義務とされており、工事の一般常識から乖離しています。また、公共工事標準請負約款第2条(関連工事の調整)における解釈として「工事の調整において、施工日程に制約をつける場合(中略)など設計図書に影響を及ぼす場合には、本条を用いることはできず、第19条に定める設計図書の変更の手続きを用いなければならない」とされています。さらに、入札時点においては、「上記時期までに提出」とある具体的な時期が要求水準書等にも示されておらず、参加者としては他工事間調整に必要な費用を適切に計上できない状況です。 以上をふまえ、「受注者の故意または重大な過失による場合を除き、上記時期までに提出しない場合であっても、手違いや手直し施工等の実施が必要となった場合、発注者の負担とする」旨への変更をお願いいたします。	汚泥電気棟の耐震化工事など提示している関連工事については、記載の通り対応願います。
82	25	第2	4	(6)	コ		他工事調整	「事業者は、汚泥棟耐震化工事等の円滑な施工を協力し、関連業者との連絡を～工事施工すること」とありますが、現状想定されている汚泥棟耐震化工事の施工範囲及び工期をご教示ください。また、汚泥棟耐震化工事以外にて、現状想定されている他工事名、工事範囲、工期をご教示ください。	汚泥棟の耐震化工事については工事範囲、工期等は未定です。また、提示している工事以外は現在予定しておりません。
83	26	第2	4	(6)	ㄐ	ー	他工事間調整	他工事が同時期に実施されることに配慮した施工計画を立案と記載されていますが、他工事側も同様に本工事に対して調整/変更していただけたと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
84	26	第2	4	(6)	シ	ー	建設工事期間中の 1-ティリティー	設計・建設期間中に使用する処理水・ろ過水は無償で供与いただけると考えてよろしいですか。使用するにあたっての仮設(給水/排水)は事業者範囲と考えます。また、消化タクの水準試験等で使用する多量の処理水を排水する必要があり、排水先の指定があれば教示ください。	使用する処理水・ろ過水については無償とします。仮設工事については事業者範囲とします。また、排水先は場内排水路で事業者の提案によります。
85	26	第2	4	(6)	タ	ー	見学者対応	見学者対応の年間実施回数の実績を教示ください。	実績はありません。インフォメーションパッケージ内の維持管理年報をご参照ください。
86	26	第2	4	(7)	ー	ー	完成図書	貴市へ提出する完成図書について、ファイル様式に指定はありませんでしょうか。	特に指定はございませんが、市との協議において決定します。
87	28	第2	5	(1)	I	(ウ)	その他調査	焼却設備の撤去を検討するにあたり、ダイオキシンに対する養生対応を必要とすることから、焼却灰の分析結果の公表をお願いします。実施方針(案)での質問に対して「後日」と回答を頂いています。	インフォメーションパッケージをご参照ください。
88	28	第2	5	(1)	I	(ウ)	その他調査	これまでの焼却設備定期修繕時に実施されたPCBに係る調査結果について、公表をお願いします。	定期修繕時に実施した調査はございません。
89	28	第2	5	(1)	I	(ウ)	その他調査	これまでの焼却設備定期修繕時に実施された、土壌汚染対策法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく調査結果について、公表をお願いします。	定期修繕時に実施した調査はございません。
90	28	第2	5	(1)	I	(ウ)	その他調査	土壌汚染対策法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく調査を実施し、汚染が見つかった際は、除染等の対策費および工期については本事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 要求水準書に関する質問に対する回答書(10月2日時点)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答案
91	28	第2	5	(1)	I	(ウ)	その他調査	アスベスト、PCB、ダイキソ類等の調査した結果、特管処分が必要になった場合は精算対象と考えてよろしいでしょうか。	現時点で把握しているもの以外については、ご認識の通りです。